

会議の名称	議員定数・報酬等検討 特別委員会 報酬分科会	開催月日・令和7年12月09日 開会時間・午前・午後2時46分 閉会時間・午前・午後3時10分
出席者	河崎 周平 南谷 清司 堀 隆和 藤川 貴雄 花村 隆 近藤 伸二	
欠席者		
オブザーバー		
傍聴者		
説明のために出席した者	浅井議会総務課長、堀議会総務課長補佐、森議会総務課主任	
協議事項	・議員報酬について	

【開会＝午後 2 時 46 分】

近藤座長

ただいまより議員報酬分科会を始めます。先般、私から報告をさせていただきましたが、修正があります。この修正案につきましては、南谷清司委員と河崎委員と藤川委員から提出されておりますので、修正内容についてご説明をお願いいたします。

南谷清司委員

上段の文章は、委員会に報告された内容です。その前半のうち、後半の「なお」以下が、前回の最終的な協議内容と整合していなかったため、私と藤川委員、そして河崎委員が認識していた、「これでよい」と合意した内容に一致させました。

具体的には、「改選までは現状維持」、この点は同じです。それ以降、「改選後は諮問をする」としました。この諮問は、報酬を増やすあるいは減らすといったことではなく、水準の均衡を保つように諮問をしてチェックしていただくということを意図しています。

これは、前回の分科会で話し合っていた内容ですので、こうした内容に修正してはどうかという案でございます。

近藤座長

今、説明いただきましたが、これに対してご意見がありましたらお伺いいたします。

花村委員

この改正案は、「市職員の行政職給与表改正の都度、諮問する」という内容でございますが、毎年、給与の勧告が出され、それに伴い羽島市行政職の給与改正があるわけですから、その改正にあわせて毎回諮問を行うということを意味するものと理解しております。

しかしながら、この頻度は多すぎるのではないかと感じております。したがって、「市職員行政職給与表改正の都度」という文言を削除し、「必要に応じて」といった文言に改めてはどうかと感じております。

藤川委員

前回の分科会での議論に関する話ですが、報酬について、どのタイミングで報酬審議会にかけるかという話になりました。その際、職員の給与の改定がある度にかけるべきだという意見が上がっていたと記憶しておりますので、その内容を表現したものが修正案として提出されたということになります。

したがって、この修正案は、当時話し合われた内容を特

近藤座長	<p>別委員会に報告すべきものとして表しているという認識でおります。</p> <p>花村委員が懸念されているのは、「都度」となると頻繁になりすぎるのではないか、という点かと思います。</p>
南谷清司委員	<p>「頻繁」と言っても年に1回のことですので、十分に許容範囲であると考えております。</p> <p>また、「必要に応じて」という表現は、現行の制度から何も変わりませんので、現行が「必要に応じて」行うこととなっている以上、それは何も変わらないということになります。</p>
近藤座長	<p>ご意見がありました。この修正案の文言でよろしいでしょうか。</p>
花村委員	<p>頻度は大体、年に1回になるということですね。そうであれば、改正があった場合、自動的に諮問を行うという理解でよろしいでしょうか。</p>
堀委員	<p style="text-align: center;">〔「そうです」と呼ぶ者あり〕</p> <p>議員報酬につきましては、今までの慣習から言いますと、職員とは異なり、その都度改定が行われてきたというものではないと考えています。</p> <p>例えば、4年に1回程度の改選時期に行われてきており、職員のように毎年、細かいところまで改定するのではなく、以前はちょうど42万円など、一定の区切りとなるような数字であったように思います。このような経緯からすると、毎年、職員並みに改定を行うというのは、違和感を覚えるというのが私の意見です。</p>
藤川委員	<p>私は議員になってから15年が経過し、16年目を迎えるようになっていますが、この間1度も報酬は変わってないです。また、その間に議員報酬が報酬審議会にかけられたという事実も、私の記憶する限りはなかったと思います。</p> <p>頻度の話になるわけですが、何かアクションを起さないと報酬審議会にかけてもらえるかどうか分からないという状況よりも、職員の給与改正と共に、自動的に議員の報酬についても報酬審議会で諮問されるという形の方が望ましいと考えます。その結果がどうなるかは分かりませんが、</p>

南谷清司委員	<p>これまでの15年間の状況を見ていますと、そちらの方が諮りやすく、検討しやすいのではないかと考えます。</p> <p>これはあくまで諮問するだけであり、諮問を受けた審議会の方々にはチェックしていただくということです。ですから、諮問した結果、委員の方々がこんなわずかなことで今年上げる必要ないだろうと判断し、「では2年、3年後にまとめて上げよう」といった判断をされるかもしれません。審議会の委員は社会常識を持った方々が集まるわけですから、その判断にお任せすればよいのではないのでしょうか。</p> <p>この諮問によって、報酬が上がるとか下がるとか決まるわけではありませんので、私は諮問すればよいと考えています。</p>
堀委員	<p>私には議員報酬と年金の問題があります。年金の計算などは、恐らく議会事務局でやっているといます。はっきりとは知りませんが、私の場合は公立共済組合などへの報告がされていると思いますが、厚生年金の方々も同様になっていると思います。</p> <p>もし毎年諮問するとなると、議会事務局の作業が非常に煩雑になると考えます。毎年行うというのは気が引けます。</p>
河崎委員	<p>私もこの修正案を一緒に出させていただきます。先ほど藤川委員がお話しされたとおり、過去15年間、恐らくそれ以上改定された事実がないという話もある中で、「必要に応じて」ではなく、ある程度仕組みを定めていくことは重要だと考えています。</p> <p>この案は諮問を行うということであって、外部の方々にチェックしていただき、実際の報酬が適正であるかどうか判断をいただくことも含めて、この修正案のとおりに進められればと考えております。</p>
南谷清司委員	<p>堀委員からご懸念のあった年金手続きの話ですが、私もいただいています。議会事務局か職員課かは分かりませんが、毎年、給料と報酬が年金事務所へ報告されます。それに応じた計算が年金事務所側で行われますので、議員報酬とは全く関係なく常に一定という仕組みになっているはずですが。</p>
議会総務課長補佐	<p>事務局の煩雑さについてご説明いたします。報酬審議会に提出する資料は膨大になります。</p>

例えば、一般的な議会活動の内容、1年間に行った活動の対価として報酬をいくらにすべきか、また、市の財政状況の変化といった資料を用意しなければなりません。

さらに、市民の所得水準も毎年調べ、類似団体、同じ人口規模や財政規模の団体との報酬比較、一般的な他の市議会の動向といった資料を全てそろえて審議会に提出しなければなりません。

審議会は資料をそろえませんので、そろえるのは事務局の役割となります。毎年毎年となると、これは大変であると感じています。

元々、報酬は特別職の報酬でございます。議会の議員だけが毎年諮問されることになりましたが、市長も同じ特別職でありながら、市長の報酬は諮問されません。これは議会だけのお手盛りの制度になるのではないかという批判に対し、議員に全て説明責任がかかってきます。

また、法律上、議員報酬として規定されているものが、公務員である職員の給与との比較で上げ下げするということは、制度上、法律上、異なる立場のものを比較しているようなものです。そのため、それを説明することと市民の理解を得ることは難しいのではないかと感じています。片方は生活給として制度化・法律化されているのに対し、もう一方の報酬は役務の対価であるのに、それが物価や一般給与の状況によって諮問されるという制度自体が、疑問を持たれるのではないかと心配をしております。

南谷清司委員

議会事務局の心配は十分に理解できるわけですが、報酬審議会に出す資料は、本来は諮問する理由を証明、説明するための資料を出すわけです。今までの報酬審議会にかける理由と今回かける理由は違いますので、今までの前例に乗る必要はないと考えます。

それからほかの特別職はどうなるんだという話ですが、私はほかの特別職も本当は準じるべきだと、それが全国に広がっていくべきだと考えているのですが、そこまでは時期尚早ですので、まずは議員からと。

羽島市の議員の様子を見ると、これからこれが広がっていくだろうと私は思いますし、今の時代、新しい取り組みをしていくことに臆病になってはいけないし、私自身はその必要性を市民に十分に説明できると感じております。

堀委員

南谷清司委員の意見も分かりますが、やはり先ほど事務局から言われましたように、毎年それだけの資料をそろえ

<p>南谷清司委員</p>	<p>るというのは大変なことだと思います。</p> <p>そしてやはり議員報酬というのは、藤川委員が言われたように、15年間ほとんど変わっていないという点ですね。市の職員は毎年変わるんという流れできておりますので、そのような形を我々から変えていくと、日本を変えていくとか、そういう意気込みは分かりますが、まず、事務局とか、内側の考えを大事にして進めていきたいという思いはいたします。</p> <p>これは独断専行ではいけないということで諮問をするわけですので、最終的に諮問した先の方々が「こんなことを毎年毎年やられたら困る」とおっしゃるかもしれませんし、それは諮問を受ける審議会の皆様のご判断に任せればよいと私は思います。</p>
<p>藤川委員</p>	<p>職員のために報酬改革をする、しないという話ではないものですから、私たちの報酬について、どのようにしていくか考えている分科会です。</p> <p>手間がかかるという話であれば、南谷清司委員も言われましたが、毎年かけるなら今までのやり方とは違うわけで、資料を今までと同じようにそろえなきゃいけないということでもないということになります。</p> <p>今までのやり方は、「具体的にいくらしるることについて諮ります。」「その根拠になる資料はご覧のとおりです。」とそろえて出すという流れだったんですけども、具体的に金額を示すのではなく、「職員が変わりましたけど、議員の報酬についてはどうでしょうか。」というような形で諮問するという、今までと変わってくるのであれば、資料の整え方も変わってくると思いますので、これからのあり方について、率直に検討していけばいいと思います。</p>
<p>花村委員</p>	<p>毎年の事務局の作業が非常に煩雑になるということでもあります。今の事務局の話を書きますと、「改正の都度」というのは現実的ではないと感じた次第です。</p>
<p>河崎委員</p>	<p>事務局の業務が増えるという話はそのとおりかもしれませんが、ただ、例えば市民の所得水準を調査するという話もあったかと思いますが、羽島市として既に把握している数字だと思いますので、それを改めて精査するという話ではないのかなと思います。</p> <p>また、議員活動の話についても、各視察の報告書も議員</p>

堀委員	<p>が作成して提出しております。申し上げたいことは、議員ができる部分は議員がやればいいですし、そういったひな型を作ることで、普段の作業のコストも減らせるんじゃないかと考えます。</p> <p>そういう意味ではお互い考えながら運用できればと思いますし、やれると思いますので、こちらの案で進めていただければと考えます。</p> <p>事務局が言われたように、職員の給与と議員報酬では、根本的なところの考え方が違うという点が重要です。これから議員になってくる人を職員と同じように扱うとなってきます。</p> <p>職員は20代で採用されれば、定年まで勤めることができますが、議員は4年ごとに選挙があり、勝ち残らなければなりません。選挙に負けてしまえば失職するという状況であり、議員と市の職員ではその性質が違うというところがあります。</p> <p>私は事務局の言われたとおりだと考えています。また、事務局がこれほどの資料をそろえられるというのは大変な作業です。ある程度は決まっているとしても、それなりの手順でそろえていくのは本当に大変な作業になってくると思いますので、毎年それをやるというのは非常に煩雑になってくると思います。</p>
近藤座長	<p>それでは意見も出尽くしました。修正案については、3名の方が文書に責任を持たれて提出されています。ここで採決するにしても、皆様のご意見を聞いたところ、大勢は分かっておりますので、この分科会としてはこの修正案の文書でいくことにいたします。</p> <p>議会全体の立場が決まったわけではございません。報告についてはこの方向で進めるということですのでよろしいでしょうか。</p>
近藤座長	<p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>修正案で報告させていただきます。特別委員会では様々な意見が出ると思います。ここでは採決は省略させていただきますので、よろしく願いいたします。</p>
議会総務課員	<p>報告書についてはホームページに公表すると思います。これは本日をもって決定したということで、全議員に展開</p>

近藤座長	<p>した後にホームページに公表してよろしいでしょうか。</p> <p>文書責任者の部分だけ削除してお願いします。</p> <p>特別委員会ではそれぞれの委員が意見を述べられることとなります。その時に変更になるかも分かりませんので、よろしく願いいたします。</p> <p>議員報酬分科会を終了いたします。ご苦労様でした。</p> <p style="text-align: right;">【閉会＝午後 3 時 10 分】</p>
------	---